

一般財団法人新潟県老人クラブ連合会定款（新）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、一般財団法人新潟県老人クラブ連合会と称する。

（事 務 所）

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 この法人は、高齢者の健全な生活と活動を確保するための個人及び高齢者団体等の活動支援や普及啓発等の事業を行い、高齢者福祉の推進を図り、もって地域の活性化と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高齢者及び高齢者団体等の支援及び活動促進事業
- (2) 高齢者及び高齢者団体等に関する情報等の収集・提供及び調査・研究事業
- (3) 高齢者及び高齢者団体等の活動に関する普及・啓発事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 計

（事業年度）

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

（事業報告及び決算）

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。
- (1) 監査報告

第4章 評 議 員

（評議員）

第8条 この法人に評議員5名以上を置く。

（評議員の選任及び解任）

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行うものとし、選任については、別に定める規程により行うものとする。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員につて、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ その評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人又は認可法人

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は前任者の任期の残任期間とする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第11条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 正会員の退会処分、除名処分、資格喪失処分
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎年度決算終了後5カ月以内に開催するほか、臨時評議員会を必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長または代表理事たる副会長が招集する。

- 2 評議員は、会長または代表理事たる副会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席評議員のなかから、その評議員会において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 役員

(役員の設置)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名以上4名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長と副会長の内の1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第19条 理事及び監事は、別に定める規程により、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、代表理事である副会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

なお、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事である副会長が

この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は会長を補佐し、その職務を行う。
- 4 常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。
- 5 会長、代表理事たる副会長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第24条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事である副会長又は各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条および第10条についても適用する。

(解散)

第31条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第32条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第33条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

付則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び

公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、大野 一伊とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は平成24年4月1日から施行する。

附則

平成25年3月29日一部改正（施行 平成25年4月1日）

平成28年3月25日一部改正（施行 平成28年4月1日）

平成30年3月26日一部改正（施行 平成30年4月1日）

令和2年7月14日一部改正（施行 令和2年7月14日）

令和2年10月30日一部改正（施行 令和2年10月30日）

令和3年5月31日一部改正（施行 令和3年5月31日）

令和7年5月29日一部改正（施行 令和7年5月29日）